

令和2年6月25日
総務省政策統括官(統計基準担当)

諮問第142号の概要
(小売物価統計の指定の変更及び
小売物価統計調査の変更)

1. 小売物価統計調査の概要(1)

調査の目的

国民の消費生活上重要な支出の対象となる商品の小売価格及びサービスの料金を調査し、消費者物価指数（CPI）や、その他物価に関する基礎資料を得ること。

調査の概要（動向編）

調査の沿革

- 昭和25年6月から、月次調査として開始
- 平成25年1月調査から、別途実施されていた「全国物価統計調査」との統合に伴い、「小売物価統計調査（動向編）」に変更

調査範囲

- 全国167市町村において、商品の販売又はサービスの提供を行っている事業所及び民営借家に居住している世帯
 - ・ 約28,000事業所
 - ・ 約25,000世帯

調査事項

- 総務省統計局長が指示する一定の銘柄の小売価格又は料金等（約540品目、約860銘柄）〔通常価格を調査。特売価格は、原則として調査しない。〕

調査方法

- 調査員調査：調査員が調査店舗等において、把握・聞き取った商品の小売価格等を携帯型端末に入力し、総務省統計局に送信（一部品目は総務省・都道府県職員が実施）

集計事項及び結果公表

- 調査品目の価格
東京都区部及び全国统一価格品目は、原則、調査月の末日まで。他の都市は、原則、調査月の翌月の末日まで
- 消費者物価指数
東京都区部は、原則として、調査月の末日まで。他は、原則、調査月の翌月の末日まで

1. 小売物価統計調査の概要(2)

調査の概要（構造編）

調査の沿革

- 昭和42年から、5年周期の「全国物価統計調査」として開始
- 平成25年1月調査から、別途実施されていた「小売物価統計調査」との統合に伴い、「小売物価統計調査（構造編）」に変更

（注）全国物価統計調査としては、平成19年調査を最後に中止

調査の構成

- ① 地域別価格差調査（56品目） 奇数月調査
- ② 店舗形態別価格調査（9品目） 偶数月調査
- ③ 銘柄別価格調査（9品目） 偶数月調査

調査方法

- 調査員調査

調査範囲

- 商品の販売又はサービスの提供を行っている事業所（動向編で対象としていない事業所）
 - ・ 地域別価格差：約 500事業所
 - ・ 店舗形態別価格：約1,000事業所
 - ・ 銘柄別価格：約 15事業所

調査事項

- 総務省統計局長が指示する一定の銘柄の小売価格又は料金等
〔通常価格を調査。特売価格は、原則、調査しない。〕

集計事項及び結果公表

- 地域別価格差：調査品目の価格、地域差指数
 - 店舗形態別価格：主要品目の店舗の形態別年平均価格
 - 銘柄別価格：主要銘柄の年平均価格
- 原則、調査年の翌年の6月までに公表

2. 利活用状況

各種法令に基づく利用

- ◆ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第27条の2及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第43条の2による年金額の改定率の改定の基準
- ◆ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第5条の2による児童扶養手当額の改定比率の基準

行政施策上の利用

- ◆ 日本銀行の金融政策運営における判断指標として利用
- ◆ 中央及び地方最低賃金審議会の審議、診療報酬の見直しの基礎資料として利用
- ◆ 電話料金の上限価格規制における上限値決定の基礎資料として利用

その他の利用

- ◆ 国際比較プログラム（各国のGDPの実質比較を行うことを目的とした国際的事業。略称ICP）のための価格データの提供
- ◆ 都道府県における消費者物価指数の作成

3. 変更事項 (1) 選定基準に基づく調査品目の見直し

本調査は、消費者物価指数の基準改定に合わせ、5年ごとに調査品目の見直しを実施
(選定基準に基づいた調査品目の追加、廃止等)

動向編の変更内容

選定基準を満たさなくなった以下の27品目を廃止（令和4年1月から）

もち米、ゆで沖縄そば、塩辛、ポーク缶詰、にがうり、とうが、グレープフルーツ、果物缶詰、
沖縄そば（外食）、整理だんす、室内時計、毛布、台所用密閉容器、防虫剤、男児用
ズボン、女児用スカート、出産入院料、固定電話機、幼稚園保育料、携帯型オーディオプ
レーヤー、ビデオカメラ、電子辞書、記録型ディスク、辞書、文化施設入場料（公立）、
文化施設入場料（独立行政法人）、写真プリント代

より代表的な商品を調査するため、調査品目1品目の名称変更（令和3年1月から）

（変更前）化粧石けん ⇒ （変更後）手洗い用石けん

※ 調査品目の追加（シリアル、カット野菜等27品目）については、令和元年8月に承認済み。令和2年1月から調査開始。

構造編の変更内容

選定基準に基づき、地域別価格差調査において1品目（生理用ナプキン）を追加（令和3年1月から）

参考①：小売物価統計調査（動向編）の品目の選定基準（抜粋）

「調査品目」の選定については、以下の i ～ iii に掲げる基準により判断することとし、原則として、全ての基準に該当する品目を「調査品目」とする。ただし、いずれかの基準を満たさない品目であっても、当該品目を調査しないことにより中分類の代表性を損なうと判断される品目については「調査品目」とする。

- i) 家計消費支出上、重要度が高い品目
 - ii) 中分類指数(注)の精度の向上及び代表性の確保に資する品目
 - iii) 円滑な価格収集が可能で、かつ、価格変化を的確に把握できる品目
- (注) 消費者物価指数の中分類指数を指す。

i) の説明

「重要度が高い」とは、直近の家計調査の家計簿の記載内容を分析して特別集計を行った結果、家計消費支出に占める割合が、原則として1万分の1以上である場合をいう。ただし、直近1年において、経済的又は社会的な特殊要因により、当該品目の消費量が著しく変化(増加又は減少)している場合などは、1万分の1以上又は未満であっても、当該特殊要因や社会情勢等を考慮した上で、i の基準への該当性を判断する。

ii) の説明

家計消費支出上、重要度が高い品目を追加する場合は、情報量がより充実するため、基本的に中分類指数の精度向上及び代表性の確保に資すると考えられることから、原則、ii の基準に該当するものとする。

一方で、中分類のうち、以下の①から③に該当するものについては、ii) に該当しないものとして品目を把握しないこととする。

- ① 当該中分類において、より代表性の高い品目が他に存在し、それとの入替えを行う場合
- ② 当該中分類において、同じ値動きで、かつ同一とみなせる品目がある場合
- ③ 当該品目を廃止後も、当該中分類指数の動きの傾向が変わらない場合

iii) の説明

「円滑な価格収集が可能」とは、当該品目を取り扱っている店舗が全国的に存在しており、調査員が当該品目の価格を安定的に調査することが可能な状態をいう。
「価格変化を的確に把握できる」とは、前段の状態に加え、当該品目について、全国的に同品質のものの価格変化を把握できることをいう。

iii の基準の該当性については、小売物価統計調査の結果又は次の①及び②の方法で確認する。

① 総務省統計局における確認

総務省統計局が、業界統計等の情報収集や関係団体へのヒアリング等を実施することにより、当該品目が全国的に普及しており、実査において調査可能かどうかを判断する。

② 調査員等による出回り調査での確認

上記①の方法で基準の該当性を判断できなかった場合は、調査員等が当該品目の調査可能性について実地に確認(品目の出回りを調査)し、その結果を踏まえて、総務省統計局が判断する。

参考②：小売物価統計調査（構造編）の品目の選定基準（抜粋）

構造編は、動向編を補完することにより、地域別、店舗形態別及び銘柄別の物価構造を把握することを目的としているため、動向編の調査品目のうち、調査ごとに、次に掲げる基準の全てを満たすものを、構造編の調査品目とする。

区分	地域別価格差調査	店舗形態別価格調査	銘柄別価格調査
共通基準	i) 動向編において通年調査をしている品目		
	ii) 天候等によって大きく価格変動が生じない品目		
	iii) 消費生活上の重要度が比較的高い品目		
	iv) 継続的に円滑な価格取集が可能な品目		
個別基準	v) 消費者の買い回りの範囲が狭い品目 vi) 直近の消費者物価地域差指数において、地域間の価格差があると判断される品目	vii) 店舗形態間の価格差があると判断される品目	viii) 同一品目の中に調査銘柄と同等の売れ筋の銘柄が存在し、今後、動向編の調査品目における調査銘柄に変更が生じる可能性があると考えられる品目

(i) の説明：経常的に比較するために、通年で価格把握が可能である必要があり、特定の季節しか出回らない商品は除く。

(ii) の説明：経常的に比較するために、天候等により、特定の地域や調査年の価格が大きく変動する品目（生鮮食品（生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物））は除く。

(iii) の説明：調査の効率上、直近の消費者物価指数におけるウェイト（万分比）5以上を目安として品目を選定する。

(iv) の説明：当該品目を取り扱っている店舗が調査対象地域に存在し、調査員が当該品目の価格を安定的に調査することが可能である品目を選定する。
また、品目変更に係る調査員の事務負担を考慮した上で、調査目的を効率的に達成できるよう品目を選定する。

(v) の説明：地域間価格差の把握を目的とすることから、調査地域で販売されていない品目など、消費者が居住している地域外で購入する機会が多いと考えられる品目を除き、消費者が、専ら居住している地域で購入していると考えられる品目（消費者の買い回りの範囲が狭い品目）を選定する。

(vi) の説明：動向編の結果及び地域別価格差調査の結果により、都道府県別及び市町村別の変動係数等から地域間の価格差を確認し、価格差が大きい順に品目を選定する。

(vii) の説明：スーパーとそれ以外の店舗形態（一般小売店、量販専門店（ドラッグストア含む）等）で価格比較が可能な品目を選定する。
中分類ごとに、動向編の結果等で店舗形態間の価格差を確認し、価格差が大きい順に品目を選定する。

(viii) の説明：動向編の調査銘柄選定に資するため、今後、動向編の調査銘柄の候補となり得る準売れ筋の銘柄や、まとめ売りといった販売単位が異なる銘柄が存在している品目を選定する。

3. 変更事項 (2) 調査員調査の調査品目からの一部除外

現 状

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和2年6月2日閣議決定）において、消費者物価指数におけるインターネット販売価格の採用拡大が求められていることを踏まえ、一部の調査品目については、調査員調査に加え、POSデータやウェブスクレイピングを活用して価格を取集

動向編の変更内容

POSデータ又はウェブスクレイピングを活用して価格を取集することとし、調査員調査の調査対象品目からは除外（8品目）（令和4年1月から）

【POSデータを活用】テレビ、ビデオレコーダー、カメラ、パソコン、プリンタ
【ウェブスクレイピングを活用】宿泊料、航空運賃、外国パック旅行費

構造編の変更内容

店舗形態別価格調査及び銘柄別価格調査は、全てPOSデータ等を活用した分析に移行（令和4年1月から）

【店舗形態別価格調査の調査品目】

うるち米、豚肉、コロッケ、清酒、ラップ、洗濯用洗剤、ドリンク剤、生理用ナプキン、整髪料

【銘柄別価格調査の調査品目】

食用油、ヨーグルト、しょう油、電気掃除機、ルームエアコン、台所用洗剤、洗濯用洗剤、テレビ、電気かみそり

店舗形態別価格調査及び銘柄別価格調査を集計事項から削除（令和3年12月分まで集計）

※POSデータ等を活用した分析結果を令和3年までに参考公表予定

3. 変更事項 (3) 調査方法の見直し

[現状]

調査員が調査している調査品目において、全国又は地域的に均一価格となっている品目が存在



[変更内容]

「携帯電話機」の価格調査の調査担当者を調査員から総務省に変更（令和4年1月から）

[現状]

家賃調査（民営家賃）は「世帯」を報告者としているが、近年、世帯から協力を得ることが難しく、事業所から価格を収集することが増加



[変更内容]

「民営家賃」の報告義務者を、「世帯」から「事業所（大家、不動産会社等）」に変更（令和3年1月から）

[現状]

外食、クリーニング代、理髪料など、毎月の価格変動が少ない品目が存在



[変更内容]

都道府県職員が調査員事務を代行できる場合を拡大し、調査の効率化及びコンプライアンス確保の観点から、必要に応じ**調査員の訪問に代えて都道府県職員が電話により聞き取る**ことを可能とする

3. 変更事項 (4)集計事項の見直し

[現状]

現在、公表している市町村別の品目の平均価格について、利活用が限定的な統計表が存在

[変更内容]

POS情報・ウェブスクレイピングを活用した分析などの新たな課題にリソースを安定的に振り向ける観点から、優先度が相対的に低いと考えられる集計事項の一部を廃止（令和元年分集計まで）

動向編：「主要品目の年平均価格（市町村別）」のうち人口15万未満の市及び町村に係る集計

構造編（地域別）：「年平均価格（市町村別）」の集計

別表2新旧（抜粋）

（旧）公表に係る集計事項
【動向編】 （略） ●主要品目の年平均価格（ <u>市町村別</u> ） （略）
【構造編（地域別）】 （ <u>調査品目の価格</u> ） ● <u>年平均価格（市町村別）</u> （ <u>地域差指数</u> ） ●動向編の結果と併せて、都道府県別の地域差指数



（新）公表に係る集計事項
【動向編】 （略） ●主要品目の年平均価格（ <u>都道府県庁所在市及び人口15万以上の市</u> ） （略）
【構造編（地域別）】 （ <u>廃止</u> ） ●動向編の結果と併せて、都道府県別の地域差指数

4. 前回答申時の課題等への対応状況

前回答申^(注1)の際、「今後の課題」等で指摘した事項への対応状況は以下のとおり。

項目	指摘事項	対応状況
今後の課題	(1) 選定基準の適時・適切な運用	動向編・構造編のそれぞれの選定基準に基づき、調査品目の見直しを実施。（動向編の新規品目については、令和2年1月から調査を開始。）
	(2) 名簿情報を活用した集計の充実	- 令和2年1月調査から、「ドラッグストア」を店舗形態の新たな区分として設定。 - 名簿情報を活用し、スーパーの売場面積階級別価格分布に関する分析を実施し、その結果を「小売物価統計調査年報（平成29年、30年）」に掲載。
	(3) 特売価格の実施状況の把握	POSデータを用いた特売価格の把握について外部有識者との共同研究を実施中。その結果については、今後、「小売物価統計調査年報」へ掲載することも含めて検討
部会長メモ ^(注2)	① 消費税抜きCPIの作成及び公表	消費税調整済みの指数を平成29年5月に公表するとともに、令和元年10月の消費税率改定後についても、消費税等を調整した参考指数を公表済み。
	② 家賃の経年劣化調整	- 有識者の意見を踏まえながら、平成25年住宅・土地統計調査のデータを用いて、国内外の情報収集や借家家賃の経年変化率に関する試算を含む研究分析を行い、平成30年3月及び7月に統計委員会に報告するとともに、これまでの研究成果を公表。 - 今後は、最新の平成30年住宅・土地統計調査のデータを用いた分析を行うとともに、推計方法の更なる精緻化（築年数による家賃設定の違いなどによる変動を取り除いた推計）を検討予定。

（注1）諮問第80号の答申「小売物価統計調査の変更について」（平成27年9月17日付け府統委第83号）

（注2）「小売物価統計調査に係る部会審議結果について－更なる改善に向けたロードマップ－」（平成27年9月17日）

【参考】基本計画への対応状況

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和2年6月2日閣議決定）への対応状況は以下のとおり。

別表 今後5年間に講ずる具体的施策（抄）
「第2 公的統計の整備に関する事項」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	対応状況
1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進 (1) 基礎統計の整備・改善及び国民経済計算の精度向上・充実 ア より正確な景気判断に資する基礎統計改善及び国民経済計算の加工・推計手法の改善等	○ 消費者物価指数の次期基準改定に向け、冠婚葬祭サービスなどの把握の可否、インターネット販売価格の採用の可否を検討し、結論を得る。	総務省	平成30年度(2018年度)までに結論を得る。	SNA部会での審議を踏まえ、以下のとおり対応 ・ 調査品目に葬儀料を追加（令和2年1月～） ・ POSデータ又はウェブスクレイピングを活用した価格収集を導入（P.7参照）
	○ 消費者物価指数における家賃の品質調整について、次期基準改定で参考指数を公表することを目標に平成30年度（2018年度）以降も検討する。	総務省	次期基準改定までに結論を得る。	次期基準改定（令和3年8月予定）までに結論を得るべくSNA部会で報告・確認を行うなど、検討中。SNA部会において引き続き審議 ※加工技術であり、調査計画を修正することなく調査実施者において対応可能

5. 想定される主な論点

- ① 調査品目の見直しは選定基準に沿った妥当なものになっているか。
- ② POSデータ等で代替するとしている品目は、実際に代替可能か。
- ③ 集計事項の見直しによる利活用上の支障は生じないか。

6. 小売物価統計の指定の変更

小売物価統計調査の店舗形態別価格調査及び銘柄別価格調査の調査対象品目は、全てPOSデータ等を活用した分析に移行（令和4年1月から）

指定の変更内容

総務大臣が指定する事項	変更案	現行
名称	小売物価統計	小売物価統計
作成目的	国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向及び地域別の物価を明らかにすることを目的とする。	国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向及び地域別、 <u>事業所の形態別等</u> の物価を明らかにすることを目的とする。
作成者	総務大臣	総務大臣
作成方法	専ら統計調査の方法により作成する。	専ら統計調査の方法により作成する。

※ 上記の変更は、令和4年1月分から反映することとする。